

平成27年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



平成28年7月
仙台市交通局

はじめに

「全ての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことを義務付けた「運輸安全一括法(平成18年法律第19号)」が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程(以下「安全管理規程」という。)」を制定し、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき、平成27年度に自動車事業として実施した輸送の安全に関する目標及び計画等の達成状況、事故等に係る情報等を公表するものです。

目次

I	平成27年度輸送の安全に関する目標と結果	2
II	平成27年度輸送の安全に関する重点指導項目	3
III	平成27年度輸送の安全に関する計画の実施結果	4~18
IV	自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故等) に関する統計の報告	18~19

I 平成27年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止 目標件数	有責事故件数
平成27年度	80件	82件

2. 有責事故種別件数

	平成26年度	平成27年度
物損事故	55件	46件
衝突	41件	40件
物件衝突	14件	6件
人身事故	34件	36件
車内人身	23件 (※17件)	25件 (※13件)
衝突人身事故	7件	8件
歩行者・二輪車事故他	4件	3件
合計	89件	82件

※車内人身事故のうち、停車中の事故件数

3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成26年度	平成27年度
総走行距離	18,487,192km	18,221,195km
件数	0.48件	0.45件

4. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
平成27年度	35件	20件

Ⅱ 平成27年度輸送の安全に関する重点指導項目

(安全管理規程第7条関係)

1. スローガン

私たちは、お客様に安全と安心・快適を提供するため、すべての業務における基本を再認識し、これを実行します

2. 市バスのモットー

より安全に・より親切に

3. 職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

4. 最重点指導項目

停車中の事故の根絶

- ・ドア挟み事故の未然防止
- ・着座前発進事故の未然防止

5. 重点指導項目

1. 走行中の事故の抑止
2. 接客用語活用の実践
3. エコドライブの実践
4. 現場からの報告・連絡体制の強化
5. 誤運行の未然防止等
6. ICカード乗車券(icsca)への円滑な導入

Ⅲ 平成27年度輸送の安全に関する計画の実施結果

(安全管理規程第7条関係)

【実施期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 輸送の安全に関する指導

輸送の安全を最優先に、業務の基本を忠実に遂行するため、下記の指導方針に基づき、乗務員指導を実施しました。併せて、各種研修等を実施するとともに、各乗務員に自らの運転操作の「クセ」を気づかせ、それを改善することで、事故防止を図りました。

実施期間：通年

○指導方針

- ・ 乗務員一人ひとりが健康管理に努め、その重要性を認識すること
- ・ お客様の立場に立った接客・接遇に努め、お客様に伝わる案内を行うこと
- ・ 法令を遵守し、各マニュアル等に定める事項に従い行動すること

(2) 運行管理業務点検・指導

1) 業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日：4月・6月・8月・12月

2) 営業所長及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・霞の目・長町・実沢営業所)

※霞の目営業所は12月5日まで(12月6日から運行業務委託)

(3) 安全総点検の実施

年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保
に関する安全総点検を実施しました。

実施日：12月10日～1月10日



◆安全統括管理者の訓示

(4) 交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始め及び年末年始などに、交通事業管理者や安全統括管理者等が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日：4月2日、5月14・27日、7月29日、8月6日、12月4・15・24日、1月5日 9回実施

(5) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、輸送の安全に関する意見交換会を行い、安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、コメントし安全意識の高揚を図りました。

1) 交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

実施日：7月2日 長町営業所

実施日：9月2日 実沢営業所

実施日：11月10日 霞の目営業所

実施日：1月15日 川内営業所

2) 自動車部業務課・輸送課・整備課職員との意見交換会

実施日：7月28日 霞の目営業所

実施日：9月3日 川内営業所

3) 安全統括管理者との意見交換会

実施日：10月28日 実沢営業所

4) 営業所長・主幹との意見交換会

実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・霞の目・長町・実沢営業所)



◆長町営業所における交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

(6) 乗務員のPDCAの実施

乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目：安全確保と接向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

実施期間：上期4～9月、下期10～3月

(7) 現場指導

1) 添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、事故惹起者、苦情惹起者、新規採用した1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し、自動車運転者添乗指導要領に基づき、添乗指導を実施しました。

添乗指導件数：282件

2) 街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

マナーアップ強化日：毎月1日・15日

接客サービス強化日：毎月10日・20日

2. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

(1)ドライブレコーダーの導入 《機器購入等 66,336 千円》

より高い安全性を確保するとともに、エコドライブの推進を図ることを主な目的に、常時記録型ドライブレコーダーを導入しました。乗務員の安全意識の向上による事故抑止効果や事故・ヒヤリハット情報の収集による乗務員教育の充実のほか、収集したデータにより、事故・トラブルの原因特定や車内防犯対策に効果が期待されます。



◆平成27年度は、234両に導入し、全車両(496両)がドライブレコーダー装着車となりました。

(2)車両更新に伴うノンステップ車両の導入 《車両購入 499,563 千円》

車両の更新に伴い、バリアフリーに対応したノンステップ車両(大型25両(うち中古車2両)及び中型2両)を購入しました。

(3)バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,037,520 千円》

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備(中古車両改造を含む)を実施しました。

(4)職員の健康管理 《健康診断等手数料 5,470 千円》

職員の健康状態を把握するため、定期健康診断等を実施するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施しました。

(5)運転適性診断 《受診料 389 千円》

乗務員の運転適性診断(一般適診・適齢診断・特定診断)を実施しました。

(6)教育及び研修 《講師料等 2,449 千円》

外部講師を招き、①危険予知トレーニングなど、危険を回避し安全運転をするための研修、②内部監査に関する研修等を実施しました。

3. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。経営トップである事業管理者及び安全統括管理者である自動車部長についてはインタビューを実施。整備課及び4営業所については帳票等の監査を併せて行いました。なお、平成26年度に外部の内部監査専門的機関から助言を受け、これまでの実施内容等を見直し、改善を図りながら、内部監査を実施しました。

(1)被監査部署及び実施日

長町営業所	5月14日
霞の目営業所	5月19日
安全統括管理者	7月28日
事業管理者	8月25日
川内営業所	11月12日
実沢営業所	11月17日
整備課	2月9日



◆川内営業所における内部監査

(2)監査対象期間

- 1)長町営業所及び霞の目営業所 平成26年10月1日～平成27年3月31日
- 2)川内営業所及び実沢営業所 平成27年4月1日～9月30日
- 3)整備課 平成27年4月1日～12月31日

(3)内部監査総括

各営業所に対し、関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般についての適合性は確認できたが、改善を要するものがあり、これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、関係書類の作成及び書類整理の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。

被監査部署	総括
長町営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係マニュアルの書類整理の徹底、その他必要な措置を行うこと。 <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ研修会の実施で、乗務員の意見を吸上げ、早急にフィードバックすることは、乗務員との信頼関係にも繋がり大変有効な手段であると思われます。

被監査部署	総括
	<p>【フォローアップ監査実施日】：平成27年8月4日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。
霞の目営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に関わる事項について改善を要するものがあつたので、実態の確認と原因を確認し、関係マニュアルの書類整理の徹底、その他必要な措置を行うこと。 <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップに浸水箇所の表記があり、大雨時などに浸水しやすい場所がわかりやすく表記されている。 ・早朝、出庫前に乗務員とのコミュニケーションを図り、情報収集を行っている。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成27年8月3日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待します。
川内営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に関わる事項について改善を要するものがあつた。改めて実態の確認と原因を確認し、関係マニュアルの書類整理の徹底、その他必要な措置を行うこと。 <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務員とのコミュニケーションを大切にし、早朝の声掛けや「川内便り」を発行するなどして安全意識を高める努力を積極的に実施している。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年2月3日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待します。

被監査部署	総括
実況営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種帳票類の一部記載漏れがあった。改めて実態の確認及び原因を確認して必要な措置を行うこと。 <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務員とのコミュニケーションを大切にし、早朝の声掛けや「実況便り」を発行するなどして安全意識を高める努力を積極的に実施している。 ・年間事故防止コンクールで最優秀を受賞している。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年2月15日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取り組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待します。
整備課	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者資格者証の管理状況 ・リコール情報の管理状況 <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場からの声や乗務員からの声を反映して安全に関わることについて積極的に導入している。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年3月8日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局の目標と部の目標を掲げ、路上故障防止や各種点検を充実させ、輸送の安全に取り組んでいることが確認できました。また乗務員の要望等を反映させ、積極的に安全安心運行に取り組んでいることが確認できました

(4)内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査を実施するため、内部監査委員会を開催しました。

毎月1回開催

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立

(1) 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

1) 安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を開催しました。

輸送安全管理委員会: 毎月1回開催

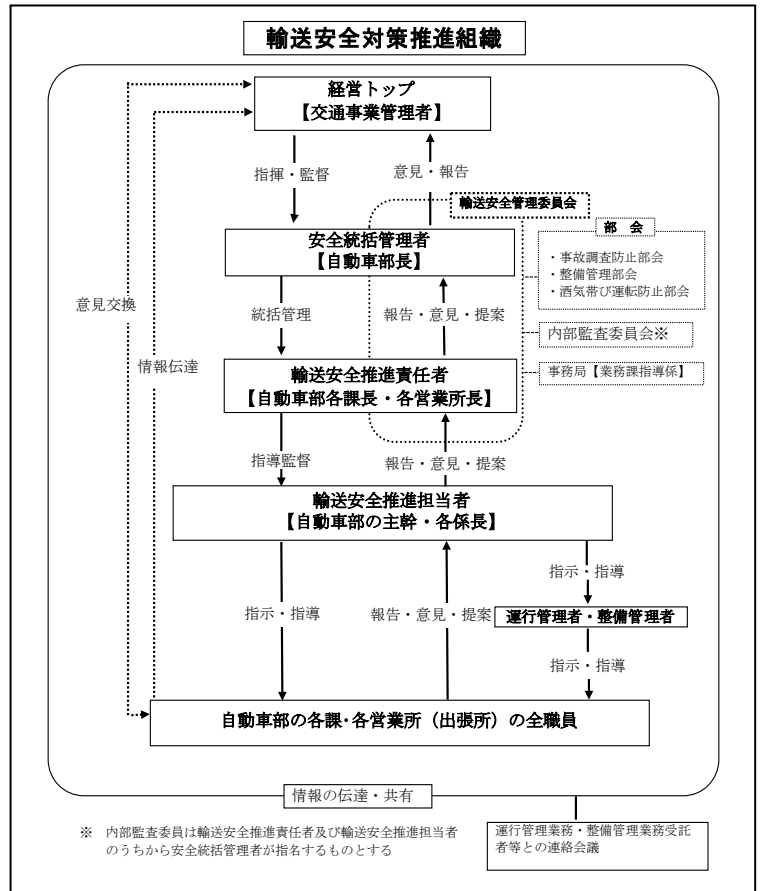
2) 安全管理規程第13条に基づき、事故調査防止部会・酒気帯び運転防止部会を開催し、事案について調査、研究等を行いました。

事故調査防止部会: 1回開催

酒気帯び運転防止部会: 2回開催

3) 安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。

整備管理部会: 毎月1回開催



輸送安全対策推進組織図

(2) ヒヤリハット体験の活用

1) 危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し、それを基に周知用の「危険体験ヒヤリハット事例」(A4版)を作成し、営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し事故の未然防止を図りました。

報告件数: 85件

2) より多くのヒヤリハット体験事例を収集する目的で、年4回『ヒヤリハット体験事例報告強化月間』を設定しました。

6月 9月 12月 3月

危険体験「ヒヤリハット」事例 NO.85	
お客様に安全と安心・快楽を提供するために	
情報の共有と事故等の未然防止を図ります	
みんなとついでに勉強がーん！！	
発生日時	3月31日(木) 13時37分
天候 路面状況 運転状況	晴・乾燥
場所	宮城野区平成2丁目
概要	片側1車線の住宅街を走行中右側路地から3歳くらいの幼児が飛び出してきて「ハット」したものの。
自分の状況 及び 自己対策	全く予想していなかった。周囲の状況を十分確認し、子供の行動特性を知ることが重要である。
事例分析	幼児や子供は急に走り出す等、予測のつかない動きをすることが多いので周辺にいた場合は、何時でも停車できる速度で走行することが重要である。

(3) 災害・事故・事件等対応訓練の実施

災害や事故等が発生した時に、迅速かつ的確に対応できるよう、各種マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、訓練実施後において、訓練の内容を検証・評価し、改善策を次回の訓練に反映させる取組みを実施しました。

- 1) 防災の日(6月12日)に併せ、災害時(地震・津波等)を想定した災害対応訓練(避難訓練・情報収集伝達訓練)を実施しました。
- 2) 負傷者が多数発生する大規模な事故が発生した際、より適切な対応が取れるよう、消防局と共同で大規模事故対応訓練を実施しました。 9月16日 場所 霞の目営業所



大規模事故対応訓練

- 3) 秋・春の全国火災予防週間(実施期間:11月9日~15日・3月1日~7日)にあわせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練及び非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

(4) 受託事業者との連絡会議の開催

- 1) 輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局とJRバス東北(株)、宮城交通(株)との合同連絡会議を開催しました。

毎月1回開催

- 2) 交通局と受託事業者の安全統括管理者等が、輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等について、意見交換を行うため、安全輸送連絡会を開催しました。

開催日:4月27日

- 3) 車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局と仙台交通(株)、宮城交通(株)との連絡会議を開催しました。

毎月1回開催

- 4) 受託事業者に係る業務の履行状況(4月~1月)について調査を行いました

2月実施

5. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

職員の輸送に関する安全意識の向上と事故の防止等を図るため、次のとおり研修等を実施しました。

(1) 集合研修

1) 事故防止・接客サービス向上(バリアフリー)研修

事故の未然防止及び接客サービスの向上を図るとともに、バリアフリーについて障害のある方への対応を習得することを目的に、次のとおり実施しました。

- ・「事故にひそむ危険要因を探る」DVD視聴
- ・営業車添乗によるお客様視点からのサービスの検証
- ・危険予知トレーニングなどにより危険要素の発見
- ・ヒヤリハット体験事例に基づく、潜在的な危険箇所の把握
- ・グループ討議によるリスク低減の方策の習得
- ・バリアフリー法に基づき、障害のある方に対する対応方法の習得
- ・日常点検の確実な実施による路上故障の防止
- ・車両の特性が起因する事故の防止

年13回 166名受講



◆外部講師による講義

2) 乗務経験1年未満乗務員研修

新規採用嘱託乗務員教習時に習得した業務知識等についての再確認及び理解度を更に深める目的で実施した。

実施日:2月16日 9名受講

2月26日 6名受講

3月 3日 8名受講

3) 健康管理増進研修

加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「高齢運転者による交通事故防止について」のDVDを活用した研修
- ・酒気帯び出勤の根絶を図るため、アルコールが運転に及ぼす悪影響を認識するための研修
- ・腰痛予防のストレッチ体操
- ・健康管理に対する意識の高揚を図るための研修

年17回 209名受講



4) 安全マネジメント研修

安全意識の一層の浸透・安全風土の構築を図る目的で、東北運輸局主催の運輸安全マネジメントセミナーに参加しました。

開催日：1月26日 受講者1名(安全統括管理者)

5) 事故削減プロジェクト研修(副所長・運行管理者研修)

管理監督者として高度な知識の習得を目的に、交通心理士など有資格者の講師を招き、各営業所で研修を実施しました。

第1回目	6月29日	実沢営業所	12名受講
	6月30日	長町営業所	21名受講
	7月1日	川内営業所	26名受講
第2回目	10月27日	実沢営業所	14名受講
	10月28日	長町営業所	17名受講
	10月29日	川内営業所	9名受講



◆民間保険会社から講師を招いて研修

6) 整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日：3月29日 3名受講

7) 整備管理者の補助者研修

各営業所において、整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施回数：各事業所で8回開催 58名受講

8) 安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査を実施するうえで、内部監査委員の力量の向上を目的として、内部監査に関する専門的機関から講師を招き、必要な知識・技術を習得させる研修を実施しました。

実施日：10月10日 12名受講

9) 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで、必要な知識・技術を習得させる目的で研修を実施しました。

実施日：4月22日 1名受講

(2) 現場研修

1) 主任乗務員研修

乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題の検証、他の乗務員への伝達方法等について習得し、更なる運輸安全マネジメントの構築を図る目的で実施しました。

年2回実施 83名受講

2) スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき営業所において乗務員が遵守すべき事項に関する知識のほか、バスの運行やお客様の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的に実施しました。

年2回実施 965名受講

3) 安全運転者研修

春と秋の全国交通安全運動期間中、営業所ごとに所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で実施しました。

実施日:5月 96名受講, 10月 104名受講



実沢営業所における安全運転者研修会

4) 職場研修(自主研修)

営業所ごとに交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で実施しました。

実施日:毎月1回

5) 特別研修

ア 有責事故を惹起した乗務員

※6. 輸送の安全に関するその他の取組み「(3)事故原因分析及び教育・指導の実施」(P16)をご参照ください

イ 高齢運転者(65才以上)

各営業所において、適齢診断の結果を踏まえた加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自らが考えるよう指導を行いました。27名受講

(3) 個別研修

1) 事故惹起者研修(有責事故)

事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施しました。

・年9回実施 9名受講

2) 酒気帯び出勤惹起者

運輸安全マネジメントを十分理解させ、本来の運転業務に必要な資質を自ら自覚させる目的で実施しました。

・年2回実施 2名受講

(4) 派遣研修

副所長・運行管理者・業務課職員等派遣研修

営業所の管理監督者としてエコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させる目的及び運輸安全マネジメントに基づく、実践的な技能及び知識の習得のため(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

- ・派遣職員:2名
- ・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所
- ・実施日:7月16日・17日・18日

6. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故防止運動

1) 営業所ごとに有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組ましました。

実施期間:通年

2) 年間有責事故抑止目標を達成した営業所を表彰しました。

平成26年度目標達成 霞の目営業所 実沢営業所

3) 始業点呼時等に乗務員に対し、安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行いました。

実施期間:通年

- ・高齢者交通安全の日・・・毎月1日
- ・自転車交通安全の日・・・毎月15日
- ・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日
- ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動 10月1日～1月31日)
- ・冬道の安全運転123運動(12月1日～3月31日)

(2) 事故防止コンクール等の実施

1) 年間を通し有責事故ポイントの少ない営業所を表彰しました。……12月18日表彰 長町営業所

2) 交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故が無かった営業所を表彰しました。

・川内営業所, 霞の目営業所, 長町営業所, 実沢営業所(年度内2度達成)

3) 春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰しました。

- ・春の事故防止コンクール 7月表彰 霞の目営業所
- ・秋の事故防止コンクール 11月表彰 霞の目営業所・実沢営業所

・年末の事故防止コンクール 1月表彰 川内営業所・長町営業所・実沢営業所

4)宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

参加チーム22チーム

(3)事故原因分析及び教育・指導の実施

自動車事故を惹起した乗務員に対し、事故の再発防止を図るため、「自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領」に基づき、事故の原因分析を行い、教育・指導を実施しました。

18名受講

(4)エコドライブの取組み

1)エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減、交通事故の未然防止を図りました。

7月・1月(推進強化月間)

毎月第一水曜日(エコドライブ推進強化日)

2)エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「eco だより」を発行しました。

発行回数:1回

3)営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用し適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図りました。

実施期間:通年



(5)運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、運転適性診断を実施し、診断結果を乗務員指導に活用しました。

実施件数:135件

(6)職員の健康管理

1)本局の看護師が、各営業所を定期的に訪問し、管理要員や乗務員の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言を行いました。

営業所・月4回

2)産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者(生活習慣病)の健康診断及び病欠者の出勤認定(病欠日数等による)の問診を行い、指導・助言を行いました。

年2回

3)営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理(飲酒関係を含む)の指導を行うとともに健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言を行いました。

4ヶ月ごと 年3回

4)平成15年10月より実施している睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策について、SASに起因した重大事故等の予防を図る目的で、平成26年9月から乗務員全員(SASを治療中の職員を除く)を対象に、「パルスオキシメーターによる簡易検査」を実施し、平成27年度中に終了しました。今後も2年に1回の簡易検査を実施することとしています。

(7)営業所対抗接客・接客コンクールの実施

接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰しました。

実施期間:6月1日～30日 最優秀営業所:長町営業所

(8)市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況について、添乗調査を実施しました。

- 1)添乗調査件数:5,115件
- 2)1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者 32名
- 3)7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者 31名
- 4)年間接客優秀職員表彰者 10名

(9)路線巡回の実施及び情報提供

交通事故の未然防止を図る目的で、マナーアップ強化日及び冬期間等に、次のとおり実施しました。

- 1)路線における危険箇所等の状況を確認し、危険箇所マップの作成
- 2)運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報の提供
- 3)災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報提供

(10)安全だより等の広報誌の発行

1)具体的な取組目標を掲げ、交通事故防止を図る目的で安全だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、安全速報を発行し周知徹底を図りました。

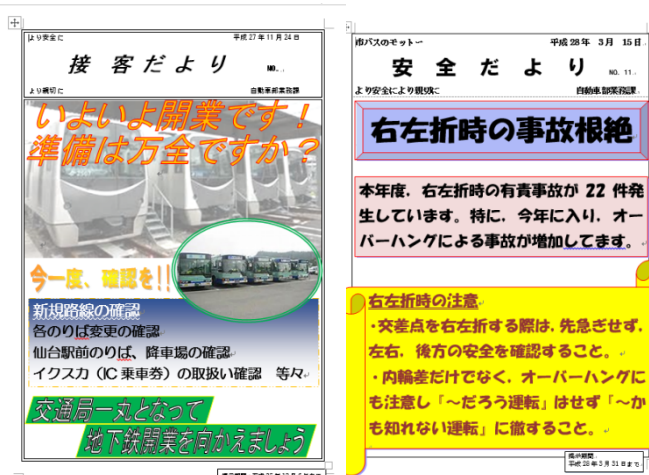
発行回数:28回(号外含む)

2)具体的な取組目標を掲げ、接客サービスの向上を図る目的で、接客だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合については、接客速報を発行し周知徹底を図りました。

発行回数:25回(号外含む)

3)事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を事故速報として発行し周知徹底を図りました。

発行回数:26回



(11)バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(12)バス停施設等の安全点検の実施

輸送の安全を確保するため、停留所上屋・停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業を随時実施しました。

IV自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(重大事故等)

(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は8件でした。
事故の内容については、次のとおりです。

平成27年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	5月9日	バス停留所においてお客様取扱い中、乗車ステップに立っていたお客様の確認を怠りドア閉め操作を行った為、中ドアが女性客の左肩部に当たり負傷させたもの。	第2条第7号
2	5月27日	終点バス停留所において、運転者がマイク案内後停車し、お客様の降車取扱いをしようとした際、座席から立ち上がった女性客がバランスを崩しふらついて床に尻餅をついて負傷したもの。	第2条第3号
3	6月9日	バス停留所において、お客様が乗車後発車する際、クラッチ操作の誤りにより、急に発進し、その際の衝撃で着座しようとしていた女性客が通路に転倒し負傷したもの。	第2条第7号
4	9月2日	バス停留所においてお客様取扱い中、乗車ステップに立っていたお客様の確認を怠りドア閉め操作を行った為、中ドアが女性客の左臀部に当たり負傷させたもの。	第2条第7号

	事故発生日	発生状況	根拠規定
5	10月24日	バス停留所においてお客様取扱い中、降車していたお客様の確認を怠りドア閉め操作を行った為、前ドアが女性客の腰部に当たり負傷させたもの。	第2条第7号
6	11月10日	交差点で停車後、青信号に従い発進したところ、中ドア付近に杖を突き立っていた女性客が握り棒を持ち替えようと手を離した為、発進の際の動揺により転倒し負傷したもの。	第2条第3号
7	1月22日	営業所に回送中、運転者が激しく咳き込み、直後に気を失い、道路右側に逸れ道路標識に衝突。その後、路外に転落し水田を40メートル進行し停車したもの。	第2条第9号
8	2月13日	バス停留所に停車中の運転者から体調が悪い(首筋に違和感)との無線連絡があったため、運行中断の指示を行い代替運転者と交替させるとともに、当該乗務員を病院へ搬送し受診させたもの。	第2条第9号

- ※1 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)を生じたもの
- ※2 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号(十一日以上医師の治療を要する障害を受けた者)に掲げる障害が生じたもの
- ※3 第2条第9号に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は20件でした。

平成27年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	1	付属装置	0
制動装置	1	動力伝達装置	3	電気装置	3
走行装置	0	原動機	11	車体	1

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<http://www.kotsu.city.sendai.jp>